

公立病院改革プランの概要

団 体 名		長野県佐久市					
プ ラ ン の 名 称		佐久市立国保浅間総合病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 30日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	佐久市立国保浅間総合病院					
	所 在 地	長野県佐久市岩村田1862-1					
	病 床 数	一般243床、医療療養40床、介護療養40床、 合計323床					
	診 療 科 目	内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・歯科・歯科口腔外科・麻酔科・神経科・形成外科・脳神経外科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙1添付		<p>当院は、地域住民に医療の提供だけでなく、地域住民の健康管理などの事業や、高齢社会における保健・医療・福祉・介護との連携・統合を図るための地域包括ケアを推進する拠点として役割を担っており、主な役割は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの医療……次世代を育成する医療の提供 2. おとなの医療……市民の安全安心を守る医療の提供 3. 市民病院としての機能……市民の健康と生活を守る政策的医療 4. 特色ある専門性医療……佐久医療圏における特色ある医療 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙2添付		<p>地方財政計画に基づき一般会計が負担するものとされている経費については、病院事業において、①その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②当該病院事業の性質上、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが、客観的に困難であると認められる経費</p> <p>具体的に、①病院の建設改良に要する経費。②救急医療の確保に要する経費、③経営基盤強化対策に要する経費等。</p> <p>浅間総合病院については、今後も地方財政計画に基づき、予算の範囲内において、一般会計からの繰入れをする。</p>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	88.5	90.5	95.3	96.8	97.8	
	職員給与費比率(%)	64.8	66.6	64.0	63.3	62.0	
	病床利用率(%) 全体	82.2	73.2	82.9	84.2	85.0	
	〃 一般	83.9	78.0	83.0	84.0	85.0	
	〃 医療療養	65.1	45.0	70.0	75.0	75.0	
	〃 介護療養	88.4	72.0	95.0	95.0	95.0	
	平均在院日数(日)	20.0	16.9	16.7	16.7	16.7	
	医業収支比率(%)	86.0	88.2	91.9	93.3	94.8	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	31,316	35,227	33,715	33,808	34,015	
患者1人1日当たり診療収入(外来)	7,320	7,608	7,518	7,718	7,756		
上記目標数値設定の考え方		<p>平成21年度において療養病床全体の利用率80%以上とし、平成23年度には、一般・療養病床共に利用率85%とする。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成34年度)</p>					

				団体名 (病院名)	長野県佐久市 佐久市立国保浅間総合病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者 (人)		97,121	86,265	97,707	99,323	100,210	
外来患者 (人)		205,760	198,692	213,901	208,553	208,553	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	経営改善のための主な施策を実施するための一つ的手段として、平成22年度から地方公営企業法全部適用への移行に向け調整を進める				
		事業規模・形態の見直し	地域住民の医療ニーズ、地域における医療供給体制等を的確に把握し、地域における浅間総合病院の役割を明確にし、診療科目、病棟規模等について随時見直しをする。				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○SPDシステムを導入して在庫品管理を徹底し、遊休品・死蔵品の発生防止と在庫量の適正化 ○既存の業務委託契約について、業務内容や契約方法の見直しを行い、委託経費の削減を図る ○医療ニーズに適応した医療機器の計画的整備、整備に当たっての費用対効果や維持管理費の検討、医療機器の一元管理を図る ○業務量や業務内容の状況を考慮し、適正な職員配置や非常勤・看護補助者の活用を図る 				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○良質な医療の提供と収益性の向上を図るため、診療報酬制度に的確に対応し、DPCを取得(平成20年度から) ○施設基準・加算検証チームを設置してコスト検証に努める。 ○診療科の集約化による効率化や病床管理の責任体制の明確化による効率的なベッドコントロールの徹底により、病床利用率を向上させる。 ○請求漏れの防止を図る。 ○紹介、逆紹介率の向上を図る。 				
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○企画・経営管理部門の設置と役割の充実を図る。 ○診療部、看護部、技術部、事務部単位の人事評価システムの導入を図る。 ○年次計画のもと、専門看護師等専門性をもった人材育成を図る ○二次医療圏における医師確保の状況を踏まえ、再編・ネットワーク化により他の医療機関との機能分担を図り、医療連携により病床利用率の向上を図る。 ○医事、情報、給食、滅菌、歯科技工、清掃、警備等の業務について、アウトソーシングを一層推進する。 				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	88.1%	18年度	84.3%	19年度	82.2%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<p>病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般病床は、現行の243床内において終末期医療への対応を検討する。 ○医療療養病床は、ケアミックス型病院運営を使命としていることから、現行の40床を維持する。 ○介護療養病床(40床)は、市の施策に基づき介護療養型老人保健施設等に転換する。 ○施設の増改築は、第一次病院整備事業が竣工した。第二次計画は、東病棟が耐震構造でないことから療養病床や介護療養型老人保健施設等、併設の介護老人保健施設「みずす苑」を含めて経営形態等を検討する。 ○南病棟の給食施設及び中央手術室の機能強化を図るための改築を検討する。 					

団体名 (病院名)	長野県佐久市 佐久市立国保浅間総合病院
--------------	------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次医療圏における公立病院は、佐久穂町に町立千曲病院、軽井沢町に国民健康保険軽井沢病院が位置している。 また、公的病院としては、市内の臼田地籍に厚生連佐久総合病院、望月地籍に川西赤十字病院、及び小海町に厚生連佐久総合病院小海分院、小諸市に小諸厚生総合病院がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	特に、産科医療及び小児医療において、集約化が計画され、連携強化病院として佐久総合病院が、連携病院として浅間総合病院が位置づけられている。 また、4疾病5事業に対しては、各医療機関が機能分担をし、住民に医療の提供をしている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙3添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 早期に	<内容> 詳細は、別紙3 再編・ネットワーク化計画による。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	平成22年4月 地方公営企業法全部適用	<内容> 平成22年度から地方公営企業法全部適用への移行に向け調整を進める。 事業管理者の設置による経営責任の明確化や職員の意識改革を図る。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	外部有識者を長とする「市立病院評価委員会」を設立し、改革プランの取り組み状況の点検・評価を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8月・2月頃		
その他特記事項				

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	4,606	4,848	4,853	5,209	5,275	5,336
	(1) 料 金 収 入	4,397	4,590	4,550	4,902	4,968	5,026
	(2) そ の 他	209	258	303	307	307	310
	うち他会計負担金						
	2. 医業外収益	325	379	302	379	367	338
	(1) 他会計負担金・補助金	211	257	184	257	245	216
	(2) 国(県)補助金	13	17	12	11	11	11
	(3) そ の 他	101	105	106	111	111	111
	経 常 収 益 (A)	4,931	5,227	5,155	5,588	5,642	5,674
	入	1. 医業費用 b	5,138	5,638	5,500	5,671	5,654
(1) 職 員 給 与 費 c		3,110	3,143	3,231	3,335	3,339	3,308
(2) 材 料 費		919	896	814	810	804	809
(3) 経 費		943	950	996	1,065	1,049	1,049
(4) 減 価 償 却 費		126	323	444	441	443	442
(5) そ の 他		40	326	15	20	19	20
2. 医業外費用		337	267	198	190	177	174
(1) 支 払 利 息		99	135	93	99	85	81
(2) そ の 他		238	132	105	91	92	93
経 常 費 用 (B)		5,475	5,905	5,698	5,861	5,831	5,802
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 544	▲ 678	▲ 543	▲ 273	▲ 189	▲ 128	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	4	0	1	1	1	1
	特別損益(D)-(E) (F)	▲ 4	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1
純 損 益 (C)+(F)	▲ 548	▲ 678	▲ 544	▲ 274	▲ 190	▲ 129	
累 積 欠 損 金 (G)	316	994	1,538	1,812	2,002	2,131	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	2,410	1,785	1,196	1,229	1,270	1,345
	流 動 負 債 (イ)	597	518	433	534	459	446
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	▲ 1,813	▲ 1,267	▲ 763	▲ 695	▲ 811	▲ 899	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 2,420	546	504	68	▲ 116	▲ 88	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.1	88.5	90.5	95.3	96.8	97.8	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 39.4	▲ 26.1	▲ 15.7	▲ 13.3	▲ 15.4	▲ 16.8	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	89.6	86.0	88.2	91.9	93.3	94.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	67.5	64.8	66.6	64.0	63.3	62.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	▲ 1,813	▲ 1,267	▲ 763	▲ 695	▲ 811	▲ 899	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲ 39.4	▲ 26.1	▲ 15.7	▲ 13.3	▲ 15.4	▲ 16.8	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	84.3	82.2	73.2	82.9	84.2	85.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企業債	2,605	1,088	0	90	0	0
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	380	320	232	209	206	245
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金	40					
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計(a)	3,025	1,408	232	299	206	245
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-(b)+(c)(A)	3,025	1,408	232	299	206	245	
支 出	1. 建設改良費	3,097	932	82	94	102	102
	2. 企業債償還金	136	874	303	411	308	372
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
支出計(B)	3,233	1,806	385	505	410	474	
差引不足額(B)-(A)(C)	▲208	▲398	▲153	▲206	▲204	▲229	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	95	41	12	97	169	194
	2. 利益剰余金処分量	50	212	98	105	30	30
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	63	145	43	4	5	5
計(D)	208	398	153	206	204	229	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 210,532	(0) 257,008	(0) 184,431	(0) 256,846	(0) 244,586	(0) 215,529
資本的収支	(104,043) 380,000	(0) 320,000	(0) 232,200	(0) 208,875	(0) 206,414	(0) 245,471
合計	(0) 590,532	(0) 577,008	(0) 416,631	(0) 465,721	(0) 451,000	(0) 461,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

公立病院として今後果たすべき役割

地域住民に医療の提供だけでなく、地域住民の健康管理など事業や、高齢社会における保健・医療・福祉・介護の連携・統合を図るための地域包括ケアを推進する拠点としての役割を担う。市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる健康長寿のまちづくりの指針に基づき、保健・医療・福祉・介護の連携を築き、また、市民の疾病予防、健康増進の拠点として健康診断、医療相談、健康講座等の保健衛生活動を行う。

さらに、二次医療圏の中核的公立病院としての機能の再構築を図る。具体的には、二次救急医療を担う内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、周産期・小児を担う産婦人科、小児科、圏域内の民間医療機関では担いきれない耳鼻咽喉科や眼科、泌尿器科、歯科・口腔外科などと共に脳卒中センターや糖尿病外来、不妊外来、頭痛・もの忘れ外来など市民ニーズに応える特徴ある専門性をもった診療機能の充実を図る。

1. 子どもの医療 … 次世代を育成する医療の提供

周産期・母子医療、小児医療

助産師外来の拡充、院内助産所の開設、マタニティ・ヨーガ、ベビービクス事業の充実
小児アレルギー、小児急病診療の整備

2. おとなの医療 … 市民の安全と安心を守る医療の提供

二次救急医療、脳卒中センター、糖尿病センター、消化器センター体制やガン治療の充実を図る
へき地医療、災害時の医療体制の充実を図る

3. 市立病院としての機能 … 市民の健康と生活を守る医療

- ・健康管理センター、特定健康診査事業、企業検診、遠隔医療相談事業、人間ドック、脳ドック
- ・政策的医療 … 療養病床、診療所
- ・地域医療連携の整備 … 病病連携、病診連携、糖尿病ネットワーク、開放病床、検査の受託
- ・地域包括ケア … 在宅診療、訪問看護、訪問リハビリ、訪問歯科、居宅介護支援
地域包括支援センター
- ・市民の健康増進… 健康ネットワーク21、健康教室、市民出前講座、糖尿病教室

4. 特色ある専門性医療 … 佐久医療圏における特色ある医療

小児睡眠時無呼吸症候群治療(耳鼻咽喉科)

涙道内視鏡・硝子体手術・網膜剥離手術・重症白内障手術(眼科)

前立腺ガン治療・人工透析(泌尿器科)、不妊治療・腹腔鏡下手術(産婦人科)

更年期医療(整形外科)、内視鏡下肢静脈瘤手術(外科)

頭痛・もの忘れ外来(神経内科・脳神経外科)、障害者歯科・訪問治療(歯科)

摂食機能訓練・小児言語発達訓練、斜視・弱視訓練(リハビリテーション科)

別 紙 2

一般会計における経費負担の考え方

繰出基準

- 病院の建設改良に要する経費の1/2(起債・国県補助金分を除く)
- 病院事業債元利償還金の2/3(平成14年度以前分)ないし1/2(平成15年度以降)
- リハビリテーション医療に要する経費(人件費等－診療収入)
- 周産期医療に要する経費(人件費、薬剤・診療材料費等－診療収入)
- 小児医療に要する経費(人件費、薬剤・診療材料費等－診療収入)
- 院内保育所の運営に要する経費(人件費、給食材料費等－保育料等収入)
- 救急医療の確保に要する経費(特別交付税措置分相当額)
(人件費、空床確保料－時間外診療収入)
- 国保診療所(鳴瀬・平尾)や附属診療所(東地)に要する経費
(人件費等－診療収入)
- 高度医療に要する経費(高度医療機器保守点検委託料、人件費等－検査収入)
- 保健衛生行政事務に要する経費(医療相談員人件費－収入)
- 経営基盤強化対策に要する経費
 - ・医師及び看護師等の研究研修に要する経費(研究研修費×1/2)
 - ・病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費
(4/1現在、給料総額×12月×追加費用率)
- 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額
(前々年度における経常収支の不足額が限度)
- 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費
 - ・0歳以上3歳未満 給付に要する額×3/10
 - ・3歳以上小学6年終了 給付に要する額

再編・ネットワーク化計画

対応計画

- ① 市立病院として、開業医による一次医療を医療連携により支援するとともに、急性期の入院機能を担う二次医療や救急医療機能を受け持つ地域の中核病院として存在する。このことから三次医療である特定機能病院及び救命救急医療センター等に患者搬送をすることにより、病院間の機能分担を図る。
- ② 地域医療機関との協力を推進し、更なる病病連携、病診連携を強化する。
- ③ 医療連携室のスタッフや機能の強化を図り、紹介率の向上や逆紹介の推進に取り組む。